

山田みやこの活動報告

令和3年10月2日(土)

婦人相談員の業務の現状と課題に関する調査研究について

報告者 市澤 裕美氏(法政大学大学院 政策創造研究科 政策創造専攻修士課程)

全国の婦人相談員へのアンケート調査を行った市澤裕美氏から報告を伺った。

婦人相談員としての業務経験を持ち、現場の状況も知っている。婦人相談員は複雑で多岐に渡る業務を抱え疲弊しながらも高い意欲を持ち、社会的に有意義に活かすためには組織体制の整備・人材育成・他機関連携など多くの課題がある。

①アンケート調査の背景と目的

婦人相談員は1956年制定の売春防止法第35条に基づき地方自治体に設置されている。売春・DV被害・人身取引被害・ストーカー被害・他家族環境の破綻・生活困窮等の問題で保護・支援を必要とする女性支援を行っている。

婦人相談員を取り巻く環境が変化し業務に複雑性と専門性が増す中での婦人相談員の業務の現状と課題を明らかにしていく。

②調査結果

1) 勤務年数

1年未満	15.6%
1年以上3年未満	25.7%
3年以上5年未満	14.3%
5年以上7年未満	12.7%
7年以上10年未満	12.9%
10年以上15年未満	9.6%
15年以上20年未満	5.8%
20年以上	2.9%

2) 希望して仕事に就いたか

希望した	77.0%
人事異動で	20.8%

3) 勤務先

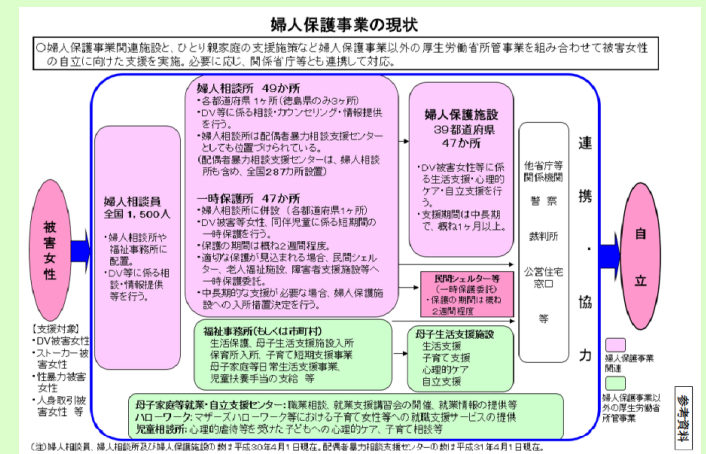
都道府県	36.8%
市区町村	60.0%

4) 勤務形態

常勤	21.7%
非常勤	70.3%

5) 他職種との兼務

婦人相談員のみ	49.8%
他職種と兼務	50.4%



6) 兼務している職種

母子父子自立支援員	83.2%
家庭相談員	9.3%
生活保護面接員	4.0%

7) 公的資格の保有

社会福祉主事	25.7%
社会福祉士	22.5%
学校教諭	19.2%
保育士	16.3%

その他行政事務、男女共同参画相談員、警察官ほか多彩な業務経験がある。婦人相談員の業務に役立つ経験は資格だけでなく経験が豊富であることが伺えた。

8) 婦人相談員として役立つ業務経験と資格

保育士	11.4%
生活保護ケースワーカー	10.5%
産業カウンセラー	6.0%
高齢福祉ケースワーカー	5.6%
学校教諭	5.6%
児童相談所児童福祉司	4.9%
障害福祉ケースワーカー	4.5%

※その他婦人相談員の業務に役立つ経験は資格だけでなく行政事務、男女参画相談員、警察官、多彩な業務経験も挙げられていた。

9) 婦人相談員として相談を受けた経験がある相談	1 2) 婦人相談員という仕事は適正な評価を受けているか
DV被害者 97.3%	評価されている 0.7%
家庭不和・離婚 90.6%	やや評価されている 14.7%
障害を抱えた方(精神・発達障害) 84.2%	どちらともいえない 30.1%
法テラス・弁護士への相談支援 82.4%	あまり評価されない 34.6%
母子家庭への支援 80.1%	評価されていない 19.2%
支援措置 79.7%	
証明書発行 79.5%	1 3) 婦人相談員は専門職としてみなされていていいと思うか
児童虐待(面前DV含む) 78.8%	みなされていていい 71.2%
外国にルーツを持つ相談者 69.4%	ややみなされていていい 21.0%
養育費 68.8%	どちらともいえない 5.8%
高齢者虐待 68.5%	あまりみなされなくてもいい 1.3%
障害を抱えた方(知的障害) 67.4%	
DV被害者同伴児 67.0%	1 4) 業務で困難と感じる理由
妊娠・出産 66.5%	業務継続への不安 47.1%
婚姻費用 66.3%	給与が業務内容に見合っていない 42.4%
性暴力被害 65.8%	社会資源の不足 40.2%
住所喪失者 64.7%	自分の健康維持・メンタルヘルスケアへの不安 32.1%
DV・虐待の後遺症(PTSD等) 63.6%	業務の種類が多い 31.0%
ストーカー被害者 63.2%	支援のための制度の不足 29.9%
保護命令 60.5%	個人で判断する責任が重い 29.5%
妊娠中絶 41.5%	所属内で業務内容が理解されていない 26.8%
JKビジネス(若年者) 40.6%	
セクシャルマイノリティ 34.8%	1 5) 業務への意欲
調停・裁判への同行 34.2%	より良い支援を追求したい 91.8%
	高度な知識や技術を身に付けたい 88.0%
1 0) 婦人相談員の業務を遂行するにあたって困難を感じるか	仕事にやりがいを感じる 81.5%
とても困難 27.0%	興味を持てる仕事である 75.7%
やや困難 46.9%	現状を変化させていきたい 65.9%
どちらともいえない 15.6%	この仕事を続けていきたい 62.1%
あまり困難ではない 6.7%	
1 1) 厚生労働省策定の「婦人相談員・支援指針」は活用しているか	
とても活用している 9.6%	
やや活用している 48.2%	
どちらともいえない 18.8%	
あまり活用していない 16.7%	
まったく活用していない 5.6%	

《まとめ》

婦人相談員は経験年数が浅く、会計年度任用職員など非正規職員も多い不安定な立場にあるが、複雑で多岐にわたる業務を抱え疲弊している。様々な業務経験を積み上げているため専門職として認められることを望んでいる。

ソーシャルワーカーとしての人材育成には7年は必要とあるにもかかわらず5年以下の経験が過半数を占める現状、雇用継続の配慮が必要。給与も専門性と業務の困難性に見合った額が必要である。

また女性支援に関わる制度、社会資源の不足も大きな課題である。さらに危機管理の徹底や婦人相談員のメンタルヘルスケア対策についても強化する必要がある。